

裾野産業への 税務上の優遇措置の概要

2020年8月

講師紹介



西川 貴陽

EYホーチミン事務所
ディレクター

Tel:
+84 938 999 240
Email:
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

Ernst & Young Vietnam Limited

(ホーチミン事務所)

Bitexco Financial Tower

20th floor, 2 Hai Trieu Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam

- ▶ 新日本有限責任監査法人にて、9年間、監査業務や株式公開支援業務、財務デューデリジェンス業務に従事。また社内研修講師として、従業員育成に従事。
- ▶ 製造業、小売業、メディア業を中心とし、多国籍企業から上場準備企業まで幅広く担当。また、多数の外資系企業のリファーラル監査(USGAAP, IFRSs)に従事。
- ▶ 國際財務報告基準(IFRSs)導入、J-SOX対応などのアドバイザリー業務の経験も有している。
- ▶ 日本国公認会計士、米国ニューハンプシャー州公認会計士
- ▶ 2016年7月よりEYホーチミン事務所に出向し、日系企業を担当している。2018年10月より、EYホーチミン事務所ディレクターに就任。

内容

- ▶ 基礎概念
- ▶ 補助産業を取り巻く主な規制
- ▶ 優先的補助産業の一覧
- ▶ 法人税の優遇措置及び対象
- ▶ 商工省における優遇措置申請手続
- ▶ 適用に向けて対応すべき事項
- ▶ 対処すべき課題

基礎概念

- ❖ **裾野製品:** 最終製品の製造に寄与する材料、工具、および予備部品
- ❖ **関連する当局:** 申請書の受理および判断を行う当局:
 - 商工省 (MOIT) レベル: 重工業部
 - 地方当局レベル: 人民委員会によって指定された部門
- ❖ **裾野産業への投資プロジェクト**
 - 新たなプロジェクトまたは独立的なプロジェクト
 - 能力を最低20%以上増加させる等の要件を満たす拡張投資プロジェクト
- ❖ **裾野産業の一覧:** 政令 111/2015/ND-CP および 通達 55/2015/TT-BCT に具体的に記載されている

裾野産業を取り巻く主な規制

Circular 96/2015/TT-BTC

優遇措置

Circular 55/2015/TT-BCT

手続及び
製品一覧

Decree 111/2015/ND-CP

裾野産業
の一覧

優先裾野産業の一覧

ハイテク産業の裾野製品

金型
電子部品
高水準機械部品
等

機械加工

金型
ツール
機械部品
等

詳細については、
Decree 111/2015 及び
Circular 55/2015
を御参照下さい

裾野 産業

自動車

エンジン
冷却システム、
ブレーキシステム...
等

繊維と衣服

ファイバー
ファブリック
糸
アクセサリー
等

履物

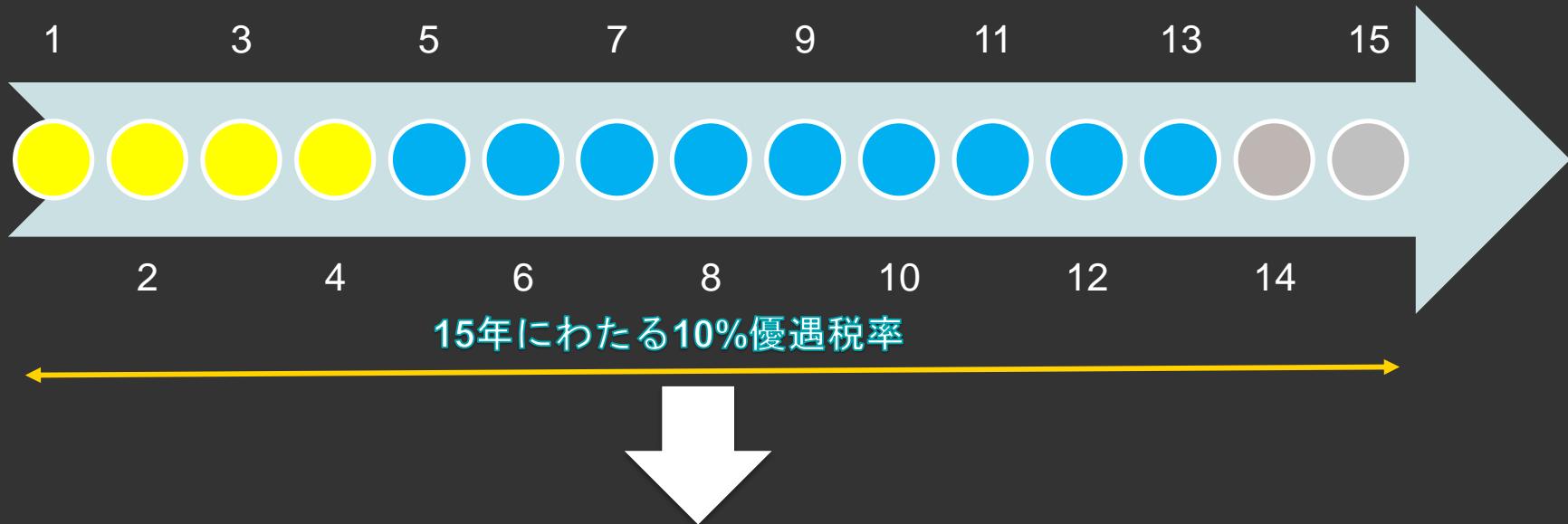
革
靴ひも
接着剤、ジッパー
等

電子産業

金型
ツール
機械部品
等



法人税の優遇措置および対象



2015年1月1日から当該されるプロジェクト又は現在のプロジェクトへの追加投資:

政令 111/2015に規定されている製品のうち、
2015年1月1日以前に現地で製造されてない製品
(通達 55/2015の別表1に規定されていない製品)

または

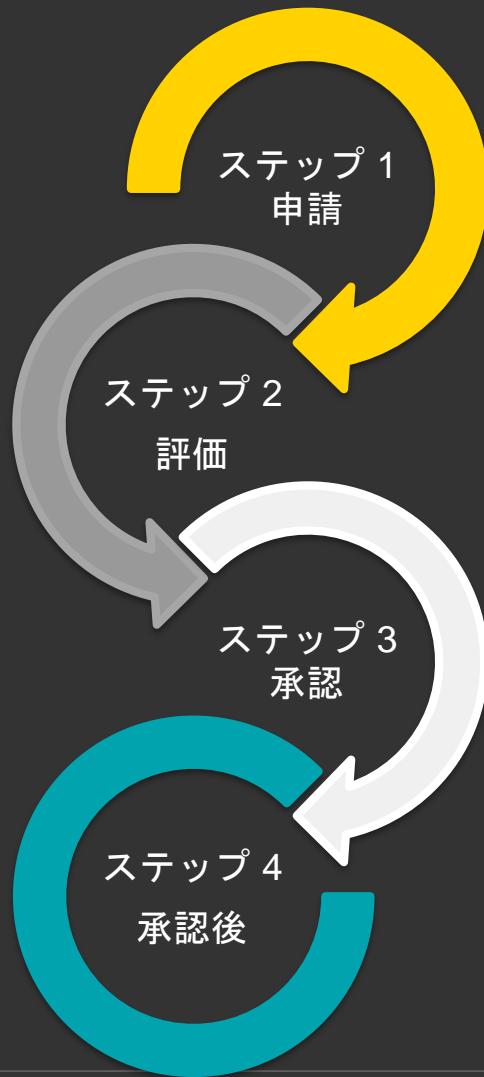
2015年1月1日以前に現地で製造されている製品で
EUの技術水準（もしくはそれと同等）に準拠して
いるという証明書がある；

2014年12月31日以前の
プロジェクトへの適用
の可否については、
引き続き議論されていま
すが、将来対象となる可
能性は高い状況です。

免稅(4年)
減稅(9年)
終ア

通達 96/2015/TT-BTC

商工省における優遇措置申請手続



- MOIT (商工省) に以下の書類提出する(6 部)。(中小企業は地方当局に提出)
 - 申請書(別表 2)
 - 投資証明書
 - プロジェクトノート
- MOITは書類を5日以内に確認する。
- MOITは書類を15日以内で評価する。必要な場合には、現地調査も実施される。評価項目は以下の通り:
 - 政令 111/2015/ND-CPへの適合性
 - 法定手続
 - 実現性、技術の適切性、技術の適用状況
 - 財務能力、投資効率
 - 環境要件への適用能力
- MOITは30日以内に結果を報告する
- MOITは他の政府当局と連携して、法定書類、設備、優遇税制、プロジェクトの進捗、製品を確認する
- 以下の場合、優遇措置の承認書が取り消される:
 - 優遇税制が適用される製品の内容が変わっているにもかかわらず、関連当局に報告をしていない場合;
 - 承認日から18ヶ月たっても、対象製品の製造が行われない場合;
 - その他、調査チームにより指摘された場合.

適用に向けて対応すべき事項

内部議論

- ・当該制度が適用できる製品かどうかを判断するため、技術専門家が製品の仕様を確認する
- ・経理担当者は優遇税制申請にかかる費用と軽減可能な税金額を比較する
- ・取締役会は、企業戦略および計画を検討し、当該優遇措置に関して、新規投資または拡張投資の実行可能性を検討する。

MOIT ステップ

- ・必要な関連資料とともに、申請書を準備し、MOITに提出する
- ・MOITに証拠を提出し、説明する
- ・MOITから証明書を受領する

GDT ステップ

- ・GDT (税務総局) または地方の税務当局にOfficial Letterを作成して、提出する
- ・適用可能な優遇税制に関して、GDTから回答を入手する

承認後

- ・優遇税制が取り消されることを避けるため、製造活動を継続的に監視する
- ・様々な税務優遇が考えられる場合、法人税の申告が複雑となる可能性があるため、法人税の申告にも留意する。
- ・MOITに承認された裾野産業製品の製造状況について年次報告書を提出する



対処すべき課題

対処
すべき
課題

新しい法令
必要な手続
政府による
判断
定期的な報告

優遇税制による
メリット

便
益



日系企業サービス(JBS)メンバーのご紹介



日系企業担当インドネシア統括
パートナー
小野瀬 貴久

公認会計士(日本)
Takahisa.Onose@vn.ey.com



日系企業担当
ディレクター
西川 貴陽

公認会計士(日本・米国)
Takaaki.Nishikawa@vn.ey.com

- ▶ 日本の大手監査法人にて、監査や株式公開業務に従事
- ▶ 2006年から2010年までEYジャカルタ事務所に勤務
- ▶ 2011年よりEYベトナム・ホーチミン事務所にて、日本企業に対して、ビジネスアドバイス、コーポレートファイナンス、会計、会社設立、税務、監査、J-SOX、国際会計基準導入(IFRSs)等のホーチミン事務所のサービス全般に渡りコーディネート、またアドバイス業務に従事
- ▶ EYカンボジア事務所の日系企業担当として、カンボジアの日系企業にも同様のサービスを提供
- ▶ 2016年7月よりホーチミン、ハノイ、カンボジア、ラオスを含む、日系企業担当インドネシア統括パートナーに就任
- ▶ 新日本有限責任監査法人にて、9年間、監査業務や株式公開支援業務、財務デューデリジェンス業務に従事。また社内研修講師として、従業員育成に従事。
- ▶ 製造業、小売業、メディア業を中心とし、多国籍企業から上場準備企業まで幅広く担当。また、多数の外資系企業のリファーラル監査(USGAAP, IFRSs)に従事。
- ▶ 国際財務報告基準(IFRSs)導入、J-SOX対応などのアドバイザリー業務の経験も有している。
- ▶ 日本国公認会計士、米国ニューハンプシャー州公認会計士
- ▶ 2016年7月よりEYホーチミン事務所に出向し、日系企業を担当している。2018年10月より、EYホーチミン事務所ディレクターに就任。

日系企業サービス(JBS)メンバーのご紹介



日系企業担当
マネージャー
錦城 和栄

Kazue.Kinjo@vn.ey.com



日系企業担当
マネージャー
浅野 智道
公認会計士(日本)
Tomonori.Asano@vn.ey.com



日系企業担当
シニア
昆野 謙介

Ryosuke.Konno@vn.ey.com

- ▶ EYベトナムホーチミン事務所にて11年従事
- ▶ FA、デューディリジェンス、バリュエーションなどM&A案件に多数携わっている
- ▶ 不正防止案件では、ベトナムの企業文化に対応した不正調査業務を企画、提案し、調査結果に基づいた不正防止対策についてアドバイスを提供している
- ▶ 会社合併ではライセンス手続き、会計、税務、労務、税関チームを編成し、プロジェクトマネジメントを担当
- ▶ その他税務総局への陳情活動など、長期に及ぶ案件を得意とする
- ▶ JETRO発行の2005年の投資法、企業法の翻訳者
- ▶ 米国ロサンゼルス留学
- ▶ 米国航空会社にて入国管理局対応担当
- ▶ ベルギーにおいて日系自動車メーカーの専属社内通訳として勤務
- ▶ 英・韓・日・仏の4ヶ国語に堪能、同時通訳、逐次通訳のスキルを有する
- ▶ ベトナム在住23年
- ▶ 新日本有限責任監査法人にて、10年間、監査業務およびアドバイザリー業務に従事
- ▶ メディア&エンターテインメント、外食業、および製造業など幅広い業種の監査を担当
- ▶ 監査業務に加え、内部統制構築支援やタックスインセンティブ等に関するアドバイザリー業務に関与
- ▶ 日本国公認会計士
- ▶ 2018年6月より現職
- ▶ 2018年9月、東京外国語大学卒業
- ▶ 大学ではインドネシア語を専攻しており、インドネシア語での日常会話が可能
- ▶ 大学在学時は、ベトナム、オーストラリア、フィリピンなどアジアの国々で留学、インターンシップを経験
- ▶ 豪州ブリスベン留学、現地大学にて会計学を履修
- ▶ 大学在学中、EYホーチミン事務所にてインターンとして参加、日系企業担当部門においてアシスタント業務に従事
- ▶ 2019年6月より、EYホーチミン事務所にて勤務

日系企業監査事業部メンバーのご紹介



日系企業監査事業部
シニアマネージャー
森田 哲平

公認会計士(日本)
Teppei.Morita@vn.ey.com

- ▶ EY新日本有限責任監査法人にて、10年間以上、監査業務や株式公開業務に従事
- ▶ 卸売業、小売業を中心とし、多国籍企業から公開準備企業まで幅広く担当し、経営組織改善、J-SOX対応などのアドバイスザリー業務にも関与
- ▶ 金融機関の担当経験もあり、融資先の査定業務等を実施
- ▶ 2013年7月よりEYベトナム・ホーチミン事務所にて、日本企業に対して、ビジネスアドバイス、コーポレートファイナンス、会社設立、税務、会計監査等のサービス全般に渡りコーディネート、またアドバイス業務に従事
- ▶ 2016年帰任後、EY新日本監査法人のベトナムデスクとして日本からベトナムの業務をサポート
- ▶ 2019年より、EYベトナム・ホーチミン事務所の監査事業部に加入し、日系企業の監査を担当